

育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されました。

これまで、育児休業等の対象となる子を持つ組合員については、下記①から④の適用を受けていましたが、育児休業等の対象となる子の範囲が、法律上の親子関係がある子（実子及び養子）に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子及び養子縁組里親に委託されている子等に拡大されました。

- ① 標準報酬の育児休業等の終了時改定
- ② 育児休業手当金
- ③ 3歳に満たない子を養育する組合員等の算定基礎額の計算の特例
- ④ 育児休業期間中の掛金等の特例